

広島県福山港地方港湾審議会議事録

1 日 時 令和2年12月3日（木） 15:30～16:10

2 場 所 福山市三吉町一丁目1番1号
広島県福山庁舎第1庁舎141会議室

3 出席委員

福山大学工学部建築学科准教授	山 田 明
備後海運協同組合代表理事	岡 本 信 也
広島県倉庫協会備後部会	喜多村 久 至
中国地方港運協会福山支部長	大 山 茂 生
尾道地区旅客船協会会長（代理）	沖 本 正 志
JFE スチール（株）西日本製鉄所 （福山地区）総務部長	吉 川 満
鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長	羽 田 幸 三
広島県議会議員	宇 田 伸
広島県議会議員	松 岡 宏 道
福山市議会議員	西 本 章
福山市議会議員	小 畠 崇 弘
神戸税関福山税関支署長	小 松 央 子
中国運輸局尾道海事事務所長	桑 田 修
中国地方整備局長（代理）	井 山 繁
福山海上保安署長（福山港長）	吉 名 紀 和
福山市長（代理）	小 川 政 彦
広島県土木建築局総括官（空港港湾）	山 本 貴 弘

委員19名中17名出席（代理出席3名含む）

4 議 題 第一号議案 福山港港湾計画の変更（軽易な変更）について
第二号議案 広島県福山港地方港湾審議会運営規程の変更について

5 担 当 部 署 広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
TEL（082）513-4025（ダイヤルイン）

6 会議の内容

- （1）開会
- （2）港湾管理者挨拶
- （3）委員紹介
- （4）会長選出
- （5）議事

会 長

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところをこの審議会に御出席くださいましてありがとうございます。

今日は、皆様の御協力をいただきましてこの審議会を進めたいと思います。

本日の議案は、第1号議案として、鞆地区・原地区・石浜地区及び一文字地区の計画及び土地利用などに関してであります。

第2号議案といたしましては、広島県福山港地方港湾審議会の運営規程の変更ということでございます。

後ほど事務局から説明があると思いますが、委員の皆様におかれましては、専門的な立場からの御審議よろしくをお願いいたします。

本日の審議会は、委員19名中17名の委員が出席されておりますので、広島県地方港湾審議会条例第7条の規定によりまして、この審議会は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

第1号議案は福山港港湾計画の変更についてでございます。

本件は、お手元に資料4の諮問書の写しがございますが、令和2年11月19日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものであります。

内容について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

事 務 局

それでは、福山港の港湾計画の変更案につきまして、後ろの画面で御説明いたします。

お手元にもカラー版の資料7をお配りしておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、1ページおめくりいただきまして、初めに福山港の概況や取り組みなどについてでございます。

福山港は、皆様御存じのとおり、広島県東部に位置し、県東部地域の物流・産業の拠点港として発展してきております。

近年では、平成23年に箕沖地区の国際コンテナターミナル第2バースが供用し、また、国際バルク戦略港湾にも選定されております。

平成26年には一文字地区にボートパークが供用開始しております。

2ページをご覧下さい。

福山港における主な産業・物流拠点でございます。

鋼管地区につきましては、鉄鉱石・石炭の輸入、それから鋼材の輸出拠点として、それから箕島地区は砂利・砂の移出入、また、鋼材や造船資材の輸出

拠点として使われております。

箕沖地区につきましては、コンテナ貨物の輸出入拠点として利用いただいているところでございます。

県東部地域の経済活動を支える重要な役割を担っているところでございます。

3 ページをご覧ください。

次に、広島県における福山港の取扱貨物量でございます。

左側の円グラフのとおり、令和元年におきましては、福山港が割合的に最も多く、県全体の約 39%を占めております。

右側には、参考としまして、県の製造品出荷額の地域別の内訳を記載しております。福山背後圏には非常に多数の製造業が立地しているということで、出荷額は県の割合の約 20%を占めております。

4 ページをご覧ください。

次に、港湾の取扱貨物量についてでございます。

左側は過去 10 年の推移ということで、近年は約 4,000 万トン前後で推移しております。

右側に令和元年の取扱貨物の内訳として、上段に外貿貨物、外国との輸出入の貨物でございますが、港全体の約 7 割を占めており、輸出としましては鋼材、砂利・砂、輸入では製品の原料となる鉄鉱石・石炭等が占めております。

下段には、「内貿貨物」と言いまして、国内の貨物の輸送でございますが、移入につきましては砂利・砂、鉄鋼、移入では石灰石が多くを占めております。

5 ページをご覧ください。

次に、コンテナ貨物の状況でございます。

近年約 8 万 TEU 前後で推移しており、令和元年約 8 万 3 千 TEU でございます。

貨物の品目につきましては、福山港の背後圏には、繊維、アパレル、製造業などが集積しており、衣料品や日用品、また、製造工業品等が多く取り扱われております。

6 ページをご覧ください。

次に、全国のコンテナ貨物の取り扱いの状況でございます。

福山港の取り扱い順位は、令和元年は 24 位という位置にあります。

7 ページをご覧ください。

次に、定期コンテナ航路でございます。

平成 8 年からコンテナ航路が開設されており、航路数は順調に増えてきているところですが、本年 1 月、韓国航路の改編により 1 便減となり、現在、中国方面が週 6 便、韓国 4 便、台湾・東南アジア航路が週 1 便、国際フィーダー航路が週 1 便となっております。

8 ページをご覧ください。

次に、福山港の事業の実施状況でございます。

箕島・箕沖地区におきましては、国土交通省におかれまして「ふ頭再編改良事業」として、輸出量の増加や船舶の大型化に対応するため、港湾施設の改良工事を行っております。

内容といたしましては、箕島地区では水深 12m の岸壁整備、対応した航路・泊地・埠頭用地の整備を行います。

箕沖地区では、既存の 10m 岸壁の延伸及びそれに対応しました航路・泊地、背後の埠頭用地の整備などを現在行っているところでございます。

9 ページをご覧ください。

次に、そのほかの事業状況でございます。

一文字地区、鞆地区におきまして、高潮対策事業を実施しております。

一文字地区では堤防の補強や護岸改良、胸壁の整備を計画し、今年度は入り江の護岸改良を行っている状況です。

鞆地区でも高潮対策ということで胸壁の整備を計画しており、起伏式ゲートの設置や胸壁の工事などを行っている状況です。

以上が、簡単でございますけれども、福山港での整備状況でございます。

10 ページから福山港の港湾計画の変更案でございます。

11 ページをご覧ください。

まず、港湾計画の御説明でございますが、港湾管理者は、港湾法第 3 条 3 の規定により、港湾計画を策定し、この地方港湾審議会に諮問して意見を聴くこととなっております。

港湾計画で定める事項は施行令に規定されておりまして、港湾開発などの方針や港湾施設の規模・配置を定めることとなっております。

12 ページをご覧ください。

なお、審議会に諮問する港湾計画につきましては、計画変更の内容によりまして、計画を全面的に見直す「改訂」と施設配置などを部分的に見直す「一部変更」、それから規模の小さい「軽易な変更」の 3 種類ございます。

本日御審議いただく案件は「軽易な変更」ということでございまして、策定フ

ローで示している赤い線で示すような事務処理フローになります。今回の審議会の諮問・答申を受けたのちに、国土交通大臣へ港湾計画を送付し、県報による公示を行う流れとなっております。

13 ページをご覧ください。

続きまして、今回の変更箇所についてでございます。

今回の変更ですが、鞆地区、原地区、石井浜地区及び一文字地区となります。

鞆地区、原地区、石井浜地区につきましては、鞆町のまちづくりの取り組みに対応して、交通・交流拠点の機能等を位置付けるというものでございます。

一文字地区につきましては、港内の静穏度を確保するための防波堤の延伸を計画しております。

14 ページをご覧ください。

鞆地区の主な経緯でございます。

鞆地区につきまして福山港の港湾計画に初めて位置付けたのが、昭和 58 年 12 月の改訂の計画でございます。

その後、平成 7 年と平成 12 年に計 2 回、港湾計画の軽易な変更を行いまして、平成 19 年 5 月に公有水面埋立免許申請を出願しておりますが、その後、住民の方々と対話を重ねる中で、平成 28 年 2 月に公有水面埋立免許申請を取り下げております。

その後、県の取り組みとしまして、平成 31 年 2 月に開催の鞆町のまちづくりに係る住民説明会におきまして、まちなか交通の安全確保や東西の交通・交流拠点の確保などについて説明を行い、住民の方から一定の理解が得られております。

その後、本日の計画変更に至っているものでございます。

15 ページをご覧ください。

続きまして、先ほど述べました県の取り組みとして、鞆町のまちづくりについて簡単に御説明いたします。

鞆町のまちづくりにおきましては、まず、まちなかの交通安全を確保するために、通過交通のために山側トンネルを整備することとしております。

さらに、観光交通等のまちなかへの流入を抑制するとともに、地域の賑わいづくりに貢献するために、東側と西側に交通・交流拠点を確保することとしております。

16 ページをご覧ください。

交通・交流拠点のうち、西側の拠点についての御説明でございます。

西側の拠点につきましては、①から④の計4カ所でございます。

今回の港湾計画に関連する箇所は西側の①でございまして、ここでは漁船、観光渡船、ビジター船が利用できる栈橋を設置することとしております。

また、残りの箇所につきましては、バイパス、アクセス市道などの関連計画と併せて、必要な交通・交流機能を順次確保することとし、引き続き地元の皆様の御意見をお聞きしながら検討していくとしております。

17 ページをご覧ください。

続きまして、東側の計画でございます。

この東側におきましても、観光交通を誘導するとともに、賑わいづくりに資するということで、バスやグリーンスローモビリティや観光渡船などの発着場所としての機能、それから賑わいのスペースや災害時に避難場所として活用する防災拠点等を確保することとしておりまして、新たに埋め立てを計画し、一般車両、観光バスの駐車場、渡船用の栈橋などを計画することとしております。

18 ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、鞆町のまちづくりに関連した港湾計画につきましては、左側に記載したとおりの内容について今回変更するものでございます。

関連しまして、右側に航路の新旧の図面をつけております。

点線が現在の航路、実線が変更後(今後予定)の航路でございます。

赤色が鞆と仙酔島を結ぶ航路でございまして、現在鞆地区の市の物揚場から発着しているのですが、原地区へ発着機能に移して、原地区・仙酔島・鞆のトライアングルの航路に変更する予定としております。

青線が鞆から尾道に行く航路でございまして、これも鞆地区から原地区に変更する予定としております。

黄色につきましては、走島航路ということで、これは既定計画から変更の予定はございません。

19 ページをご覧ください。

以上の内容に対応した港湾計画の変更内容でございます。

まず、鞆地区でございます。

左側が既定計画であり、右側が今回計画の案となっております。

大きく変更しておりまして、既定計画では埋め立てて東西に道路を配置する計画としておりますが、良好な景観や歴史的な遺構を保存するために、今回、右側の図面のとおり、既存の水際を活用した計画としております。

漁業用やビジター利用に供する小型船だまりにつきましては、右側図面中央の赤色の既存の栈橋の箇所新たに公共で整備する予定としております。

さらに、右側の「－3」と表示した栈橋がございますが、こちらも利用することとしております。

そのすぐ南側に、走島への航路の発着機能を保持するための－4mの栈橋を引き続き計画するものでございます。

その北側に、緑地を位置付けております。

これは、海岸保全施設としての胸壁の周辺を、景観に配慮した修景を予定しているもので、港湾計画上、緑地としての表示を行うものでございます。

それと、左側の図面の右側に「②旅客船埠頭計画」というのがありますが、これは仙酔島への発着機能を移転させるということで右側の図面から消しているのですが、計画から削除することとしております。

20 ページをご覧ください。

次が原地区でございます。

今回、大きくは、右側の図面のとおり、北側に新たに埋め立てを計画しております。

ここは、交通機能用地として自動車・バスの駐車場確保、前面には仙酔島行き旅客船の発着に供する栈橋を計画しております。

それに対応しまして、埋立地内にも待合所として、さらにイベント等を想定した多目的広場を確保した埠頭用地を計画し、交通・賑わいの拠点となるように計画しております。

それから、南側の小型船だまり計画につきましては、左側の現在の計画は埋め立てて栈橋を設置することとしておりましたけれども、道路からのアクセスのよい中央部に配置するという方向で変更を行っております。

21 ページが石井浜地区でございます。

こちらにつきましても概ね既定計画から変更するものではございませんけれども、対象となる利用隻数の見直し等を行いまして、－2mの物揚場を廃止するなど、若干の変更を行っております。

22 ページをご覧ください。

続きまして、一文字地区でございます。

放置艇係留施設として整備し、平成 26 年から利用していただいておりますが、北側の栈橋につきまして、付近を航行する船舶からの波により十分な静穏度が確保されず、2 基について係留を中止している状況でございます。

今回、詳細な静穏度解析を実施いたしまして、船舶と発生する波の因果関係について整理ができたこと、それから当該影響を及ぼす船舶が近年非常に増加傾向になるということで、対策が必要な状況となっております。

23 ページをご覧ください。

これらから、小型船だまり計画を変更し、港内の静穏度を確保するために防波堤を 110m 延長し、あわせて泊地の変更もしたいと考えております。

24 ページをご覧ください。

お配りしております資料 5 の港湾計画書(案)にこれまで説明いたしました変更内容を、計画書の記載方法に従って記述しております。

以上で港湾計画の変更案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会 長 先ほど御説明いただきました計画案の説明について御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

委 員 広島県におかれましては、2012 年、平成 24 年に鞆地区道路港湾整備事業、いわゆる埋立架橋計画から、山側トンネルを含む総合対策に転換されました。

説明会を繰り返し開催され、地元の理解も一定程度進むなど、事業実施に向けて御尽力してこられております。

このたび港湾計画の鞆地区において、この埋立架橋計画が削除される案となっていることは、事業の進捗における一つのステップではありますが、これまでの経過を踏まえる中で、地元の自治体として発言させていただきます。

鞆町にとって、現在進めておられる山側トンネルとそれに関連する事業並びに東西交通・交流拠点等の事業は、まちの再生・活性化を図るために不可欠なものであります。

現地では、境界確認作業が現在進んでおり、用地取得の段階に入っております。

県は早期の着工を目指しているとお聞きしております。

既に埋立架橋計画は撤回されていますけれども、このたび港湾計画の変更がまさに最後の事務手続となります。

住民の思い、期待、これらを踏まえて、山側トンネル及びそれに関連する事業、また、東西交通・交流拠点等の事業の迅速かつ丁寧な実施をお願いするものであります。

事務局	貴重な御意見ありがとうございました。 これまで皆様方の協力のもと、いろいろ検討を重ねてきた結果、今日が迎えられるということでございます。 先ほどいただいた御意見をしっかりと受けとめて、着実な推進に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
委員長	ほかにございませんか。 トンネル案になったということで、資料の 20 ページ、21 ページに原の港湾計画変更、石井浜の港湾計画の変更ということで、ここは恐らく防波堤をつくられてトンネルの残土を搬入されると思うのですが、まず、この防波堤着工がいつごろなのか、わかる範囲でよろしいですから、教えていただければと思っております。
事務局	ありがとうございます。 原地区につきましては、まず、埋立工事を行って土地を造成するものでございまして、委員が言われますように、トンネルの残土を埋立材として使うことを想定しております。 この原地区の埋立については、今、トンネルの事業と進捗を合わせて整備を行っていく考えでございます。 発注時期がまだはっきりとしておりませんので、明確に何年というのは言えないのですが、トンネルの整備とあわせて原地区の埋立事業については、土が受け入れられるように整備を行いたいと考えております。 その後、石井浜地区につきましては、その後の状況を見ながら着手時期なりを検討していきたいと考えております。
委員長	ほかにございませんか。
委員	(質問・意見なし)
委員長	貴重な御意見をお二方からいただきました。ありがとうございます。 これより答申案の取りまとめをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
委員長	それでは、諮問された福山港港湾計画の変更については原案どおり適当と認める答申をしたいと思います。 よろしいでしょうか。
委員	(「異議なし」の声あり)
委員長	それでは、異議がないようでございますので、この原案は適当と認め、

委員
会長

答申することにさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

異議がないということでございますので、原案を適当と認めるということで答申することにしたいと思います。

答申案については、事務局において作成していただき、私が確認した上で、知事に答申するということにしたいと思います。

会長

それでは、引き続き、第2号議案です。

第2号議案は広島県福山港地方港湾審議会運営規程の変更についてです。説明をお願いいたします。

事務局

それでは、引き続きまして、第2号議案の広島県福山港地方港湾審議会運営規程の変更について説明させていただきます。

資料8で説明いたします。

これにつきましては、地方港湾審議会における書面による議事を行えるように変更するものでございます。

2ページをご覧ください。

変更の概要でございます。

近年、甚大な災害の発生とか新型コロナウイルスによる3密回避が求められるなど、一堂に会した会議を開催することが困難な状況が想定されております。

広島港地方港湾審議会条例第7条第1項で審議会の会議開催を定めておりますが、会議形式について定められていないことから、各地方港湾審議会運営規程におきまして、書面による議事が行えるように規定するものでございます。

3ページをご覧ください。

これが運営規程の変更案でございます。

右側が変更案となります。

今回の変更は第4条を規定するものでございます。

第4条として、会長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるとき又は港湾計画の軽易な変更をするときは、条例第7条第1項の規定による会議を書面により行うことができるとしまして、第4条の「書面による議事」を追加することにより、第5条の「会議の公開」で3号の会議の公開方法を議事録の閲覧のみと変更するものでございます。

4 ページをご覧ください。

次に、書面開催について具体的に説明させていただきます。

開催の想定としまして、「災害その他やむを得ない事情」とは、甚大な災害や新型コロナウイルスのように、外出自粛やイベントの開催自粛が要請されている状況等の事案を想定しております。

また、「港湾計画の軽易な変更」とは、港湾法施行規則に規定する「軽易な変更」でございまして、外郭施設のみや土地利用計画のみといった、変更内容が軽易なものを想定おります。

5 ページをご覧ください。

開催方法といたしまして、まず、書面開催につきましては、議案の概要書を本日の委員の皆様へ送付いたしまして、開催方法の意見をお伺いしたいと考えております。

それで、委員の皆様方の御意見をもとに、開催方法につきましては、会長のほうで総合的に判断いただいて、書面開催の可否を決定したいと考えております。

書面開催は、委員から意見を徴し、その意見に対する回答を付し、議案の賛否を問い、その結果をもって審議会の出席とし、議決に代えることとしております。

書面開催における書類の配布などは、電子メールで行うことを基本としています。

会議の公開についてでございますが、議事録の閲覧によって行うこととし、議事概要として委員様からの意見や、その意見に対する回答を記載することとしております。

お手元の資料の4 ページ以降に運営規程の変更案を添付しております。

以上で広島県福山港地方港湾審議会運営規程の変更についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会 長 第2号議案について御説明いただきましたが、この内容について御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員 (質問・意見なし)

会 長 私から1点ですが、基本的には電子メールでの実施を基本とすると記載されておりますけれども、このようないろいろな立場の方がかかわっているという中で、スムーズな情報の伝達ができるのか、ちょっと心配なところ

	るもあるのですけれども、近隣の自治体でもこのような実績があるのでしょうか。
事 務 局	本件を検討するに当たって、今、他の自治体について調査をかけているのですけれども、そういった事例自体は見当たらないというような状況でございました。
会 長	いろいろと検討しなければならないというか、実施の上での課題もあるのかもしれませんが、いずれにしても、今御説明いただいた内容でいかがでしょうか。よろしいですか。
事 務 局	(異議なし)
会 長	それでは、原案どおりということで決定させていただきたいと思います。改めて伺います。よろしいですね。
委 員	(「はい」の声あり)
会 長	それでは、この第2号議案 広島県福山港地方港湾審議会運営規程の変更については、原案どおり決定したいと思います。 以上をもちまして、2点の審議を終了したいと思います。
事 務 局	委員の皆様には、港湾計画の変更について御審議いただき、御承認を賜りまして誠にありがとうございます。 本日御審議いただいた港湾計画の変更につきましては、港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付後、県報公示いたします。 この変更により、鞆町のまちづくりを構成する交通・交流拠点などを位置付けることになり、新たな港湾計画により鞆町の港の整備を進めていくこととなります。 今後は、山側トンネル事業と一体となり、鞆町のまちづくりを支えるよう全力で取り組んでまいりますので、福山港の発展とともに、皆様方の一層の御支援、御協力をお願いいたします。 本日は大変ありがとうございました。
事 務 局	これをもちまして、広島県福山港地方港湾審議会の全日程を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 16:10

7 会議の資料名一覧

- (1) 広島県福山港地方港湾審議事次第
- (2) 広島県福山港地方港湾審議会名簿
- (3) 広島県福山港地方港湾審議会配席図
- (4) 「福山港港湾計画の変更について」諮問書の写し
- (5) 福山港港湾計画書（案）輕易な変更
- (6) 参考法令
- (7) 福山港地方港湾審議会資料（パワーポイント）
- (8) 広島県福山港地方港湾審議会運営規程の変更について（パワーポイント）

以上